

議案第 26 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり三朝町住民ネットワーク光化事業整備工事（宅内切替）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和3年5月28日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日

三 朝 町 長      松 浦 弘 幸

- 4 契約金額中「124,300,000円」を「137,991,700円」に改める。